

第2節

防衛力を支える基盤

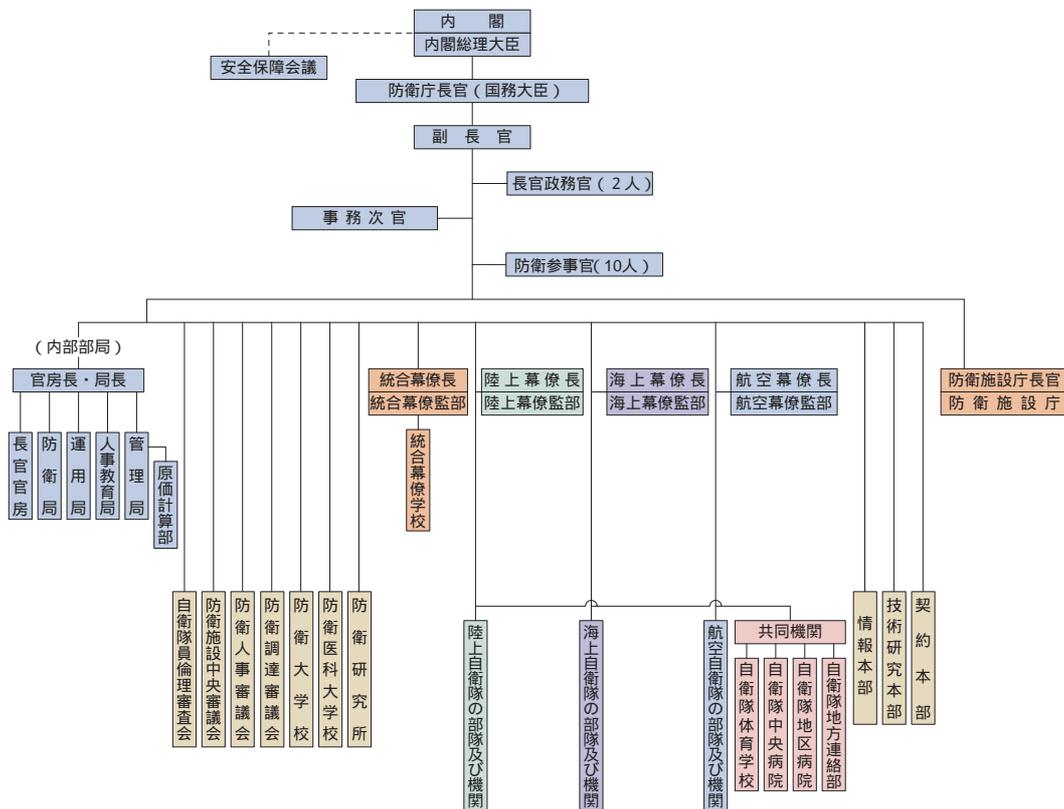
防衛力の中核である自衛隊は、わが国の防衛という国家存立にとって最も基本的な役割を担う専門の組織であり、そのために必要な各種機能を備えたさまざまな部隊・機関で構成されている。

自衛隊が任務を遂行するためには、質の高い人材の確保・育成や情報通信などの組織の基盤を整えることが重要であり、防衛庁・自衛隊¹は、さまざまな取り組みを行っている。また、本年3月からは、統合運用体制²が開始

されたことにともない、統合運用の基盤についても、さらに充実させなければならない。

以上の観点から、本節では、防衛庁・自衛隊の組織や人、日々の教育訓練、および自衛隊を支える上で重要な情報通信能力を強化するための取組、総合取得改革の推進、技術研究開発の充実、ならびに秘密保全に対する取組について説明する。

図表6-2-1 防衛庁の組織図（平成17年度末）



官房長・局長 (計5人)は、防衛参事官が充てられている。

1) 「防衛庁」と「自衛隊」は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛庁」という場合には、陸・海・空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。
2) 統合運用については、3章1節 (P118) 及び統合幕僚監部ホームページ < <http://www.jda.go.jp/join/> > 参照

1 防衛庁・自衛隊の組織¹

1 防衛庁・自衛隊の組織

防衛庁・自衛隊は、わが国の防衛という任務を全うするため、実力組織である陸・海・空自衛隊（陸自・海自・空自）を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、契約本部（本章本節5（P300）参照）、防衛施設庁など、さまざまな組織で構成されている。（図表6-2-1・2参照）

2 長官を補佐する体制

防衛庁長官は、内閣総理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の隊務を統括する。その際、副長官および2人の長官政務官が長官を助ける。また、事務次官が長官を助け、事務を監督することとされているほか、基本的方針の策定について長官を補佐する防衛参事官が置かれている。

さらに、長官を補佐する機関として、内部部局、統合幕僚監部（統幕）（3章1節（P118）参照）・陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および局長はその所掌に応じ、長官が統合幕僚長（統幕長）または陸上幕僚長（陸幕長）・海上幕僚長（海幕長）・航空幕僚長（空幕長）に対し指示・承認などを行うに際し補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する長官の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点からの長官補佐を一元的に行う。陸・海・空幕は、各自衛隊の隊務（運用を除く）に関する長官の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、各自衛隊の隊務に関する最高の専門的助言者として長官を補佐する。

3 防衛庁の組織改編

今後の防衛力は、多機能で弾力的な実効性のあるものとするとの考え方の下、本年3月には統合運用体制が確立されるなど、防衛庁・自衛隊は必要な体制整備を行っている。このような中、新たな時代の防衛を担うにふさわしい体制を確立するため、一昨年より「防衛庁の組織に関する検討」を行い、その結果として、昨年8月に検討結果を取りまとめた²。

防衛庁としては、「防衛庁の組織に関する検討」の結果を受け、新たな安全保障環境下における政策課題に適切に対応するとともに、防衛庁長官の補佐体制の充実・強化などを図るため、平成18年度中に防衛参事官制度の見直しや内部部局、地方組織、取得管理組織などの改編を行うこととしている。

（図表6-2-3参照）

また、このほか、昨今の医官の充足状況などを勘案し、質の高い医官の確保・育成などの観点から衛生関連組織の改編なども実施³することとしている。

1) 防衛庁ホームページ<<http://www.jda.go.jp>>参照

2) 平成16年8月から約1年にわたり議論を行った。また、検討結果を受け、組織改編に必要な予算及び法案を第162回通常国会に提出した。

3) 自衛隊地区病院のオープン化、看護師養成課程の4年制化の検討などを実施する。

図表6-2-2 防衛庁の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊 などの所在地」参照)	<p>方面隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の師団、旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成 ・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛に当たる。 <p>師団および旅団</p> <p>戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成</p>
海上自衛隊（同上）	<p>自衛艦隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護衛艦隊、航空集団（固定翼警戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成 ・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛に当たる。 <p>地方隊</p> <p>5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援に当たる。</p>
航空自衛隊（同上）	<p>航空総隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成 ・主として全般的な防空任務に当たる。 <p>航空方面隊</p> <p>航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（警戒管制レーダー部隊などからなる。）、および高射群（地对空誘導弾部隊からなる。）などをもって編成</p>
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<p>将来の幹部自衛官を育成するための機関</p> <p>将来の幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。</p> <p>一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科（前期および後期課程）および修士課程に相当する総合安全保障研究科を設置</p> <p>高度の知識および研究能力を修得させるための教育訓練を行う。</p>
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<p>将来の医師たる幹部自衛官を育成するための機関</p> <p>将来の医師たる幹部自衛官を育成するための教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。</p> <p>一般大学の博士課程に相当する医学研究科を設置</p> <p>高度の知識および研究能力を修得させるための教育訓練を行う。</p>
防衛研究所 (東京都目黒区)	<p>防衛庁のいわばシンクタンクに当たる機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。 ・戦史に関する調査研究および戦史の編纂を行う。 ・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。 ・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理
情報本部 (東京都新宿区など)	<p>軍事情報の収集・分析を行う防衛庁の中央情報機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など、各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えた上で、庁内各機関に対する情報提供を実施する。 ・本部と6つの通信所で構成。
技術研究本部 (東京都新宿区)	<p>装備に関する研究開発を一元的に行う機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。 ・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器（NBC）対処や食料に至るまで幅広い。
契約本部 (東京都新宿区)	<p>自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達における契約に関する事務を一元的に行う機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など ・防衛費全体の約3割に相当する予算額を執行する。 <p>本部と地方機関である5つの支部で構成</p>
防衛施設庁 (東京都新宿区)	<p>自衛隊施設や在日米軍施設・区域の取得、財産管理、建設事務及び周辺対策、在日米軍に勤務する従業員の労務管理、在日米軍の違法な行為により生ずる損害の賠償などの事務を行う機関</p> <p>本庁と地方支分部局である8つの防衛施設局で構成</p>

図表6-2-3 防衛庁の組織に関する検討（最終報告）

項目	最終報告の要旨
内部部局などの在り方	（防衛参事官制度の在り方） 防衛参事官は、固定的な所掌に専念する傾向があり、本来の設置趣旨から外れた運用がされているとの問題。防衛庁の業務はより幅広い観点が必要となっており、今後は、防衛参事官を本来の趣旨に沿い活用するよう運用を見直す。 専門性の高い衛生および技術事務については、長官官房に担当指定職として衛生監および技術監を新設（無任所参事官2名を振替）。また、防衛参事官の補佐体制として、長官官房に新設する参事官（仮称）を活用するよう運用を見直す。
	（内部部局の改編） 安全保障環境の変化により、防衛庁の内部部局も、新たな行政需要に即応した政策を立案、実現しうる体制へと見直すことが必要。このため、自衛隊の管理機能とともに政策立案機能を、充実・強化するよう内局の組織を改編。
取得管理組織体制の構築	ライフサイクルを見据えた装備品の取得を行う体制を整備するため、管理局の原価計算機能、契約本部、技術研究本部の開発管理機能などを装備本部（仮称）として統合・再構築。また、取得業務に対するチェック機能を強化するため、内部部局の監査機能を強化。
施設行政の在り方	新たな課題に対して、適切かつ効果的に対処するため、施設行政に係る総合的な企画立案機能を強化するとともに、米軍施設・区域に係る施設行政部門と政策部門との連携を強化。この方針の下、防衛政策局（仮称）に防衛施設課（仮称）を新設するなどの改編。
地方組織の在り方	武力攻撃事態などにおいて国民の保護のための措置を適切に実施し得るよう、地方公共団体などとの連絡調整や協力機能を強化するため、方面総監部および地方連絡部を見直すとともに、中央においても、長官官房に地方調整官（仮称）を新設。
自衛官と事務官などの関係の在り方	自衛官は戦闘関連職務に、事務官は行政事務的な職務に集中させるため、自衛官と事務官などの集約再配置を行うほか、現業的業務の部外委託を実施。

2 防衛庁・自衛隊の人

1 人的基盤の重要性¹⁾

組織の基盤は、「人」である。いかに装備・システムが進歩・近代化しても、これらを運用するのは隊員であり、組織の運営なども結局は、隊員一人一人の力量にかかっている。

特に近年、防衛庁・自衛隊は、新たな安全保障環境下で、任務の多様化・国際化、装備の高度化に対応する必要があり、従来にも増し質の高い人材の確保・育成や必要な教育訓練の実施など、人的基盤の充実が重要となっている。

また、人的基盤を充実させるためには、隊員一人一人が、日々の教育訓練などを通じて自らを鍛え、知識・技能を修得することが不可欠である。



海上自衛隊横須賀教育隊修業式で行進する隊員

1) 人的基盤に関する件については、防衛大綱及び中期防衛力整備計画でも指摘されている。なお、防衛大綱及び中期防衛力整備計画については、2章2節参照

図表6-2-4 防衛庁職員の内訳

(2006.3.31現在の定員)

防 衛 庁 職 員	特 別 職 員	自 衛 隊 の 隊 員	防衛庁長官		
			副長官		
			長官政務官(2人)		
			定 員 内	事務次官	
				防衛参事官等	341人
				事務官等	23,151人
				自衛官	251,582人
			定 員 外	即応予備自衛官	8,378人
				予備自衛官	47,900人
				予備自衛官補	1,115人
				防衛大学校学生	
				防衛医科大学校学生	
			一 般 職	定員内	非常勤職員
事務官等	31人				
	定員外	非常勤職員			

2 自衛隊の隊員

自衛隊の隊員は、自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補と事務官、技官、教官などに分けられる。そして、その職務の特殊性のため、採用形態や処遇などにおいて一般の公務員とは異なる特徴²を持つ。人的基盤を充実させるためには、こうした特徴を反映した人事施策を行うとともに、隊員の高い士気および厳正な規律の保持のため各種の施策を推進する必要がある。

(図表6-2-4参照)

(1) 自衛官

ア 採用

自衛官は、志願制度(個人の自由意思に基づく入隊)の下、一般幹部候補生、一般曹候補生、曹候補士、2等陸・海・空士、自衛隊生徒などとして採用される。このような、自衛官の募集業務は、地方公共団体などの協

力の下、全国50か所(北海道に4か所、全都府県に各1か所)の自衛隊地方連絡部(3章4節(P167)参照)が行っている。

参照 > 資料56(P390)

自衛官の任用で、一般の公務員と比べ大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制^{じやくねん}」と「任期制」という制度をとっている点である。「若年定年制」は、一般の公務員より若い年齢で定年退職する制度である。また、「任期制」は、2年又は3年という期間を区切って採用する制度であり、陸・海・空士の多くがこの制度で採用されている。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、その後全国の部隊などへ赴任する。

なお、基本的な教育を終えるまでに、各人の希望や適性などに応じて、その進むべき職種・職域が決定される。(図表6-2-5・6参照)

イ 処遇³

自衛隊の対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものであり、隊員はいつでも職務に従事できる態勢になければならない。特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛庁・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に従事できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や福利厚生などの充実を行っている。

ウ 就職援護

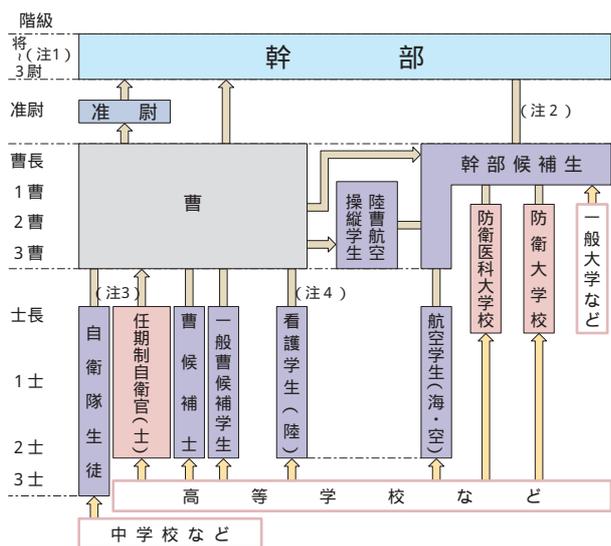
自衛官については、先に説明した若年定年制および任期制を採用している。このため、50歳代半ば(若年定年制自衛官)および20歳代(大半の任期制自衛官)での退職を余儀なくされている。したがって、退職後の生活基盤を確保するため、再就職が必要不可欠となっている。

防衛庁では、退職予定自衛官の再就職施策を、人事施策における最重要事項の1つとしてとらえ、再就職に有

2) 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務に当たる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置付けられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

3) < <http://www.jda.go.jp/j/saiyou/jieikan/mibun.htm> >

図表6-2-5 自衛官の任用制度の概要



- (注) 1 幹部の階級は、将、将補、1佐、2佐、3佐、1尉、2尉、3尉に区分
- 2 医科歯科幹部候補生は、医師、歯科医師国家試験に合格し、所定の教育訓練を修了すれば、2尉に昇任
- 3 通信教育などにより、生徒教育3年終了時には高等学校卒業資格を取得可能
- 4 看護師国家試験に合格すれば、2曹に昇任
- 5 採用試験、試験又は選考

効な職業訓練や雇用情報の有効活用などの就職援護施策を行っているところである。

具体的には、再就職に有効な知識や技能を身につけるための教育や訓練、退職自衛官の公的部門への採用の推進、各自衛隊などが有する雇用情報のネットワーク化、職業訓練課目の充実による再就職希望者の能力の向上などである。これらの施策は、自衛官が安心して仕事に励むことができるようにするとともに、その士気を高め、優れた資質を有する人材を確保するためにも重要である。

(図表6-2-7参照)

(2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補⁴

ア 予備の要員を保有する意義

自衛官の数は、平素は必要最小限で対応している。このため、有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要を早急に満たさなければならない。この所要を急速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備

図表6-2-6 自衛官の階級と定年年齢

階級	略称	定年年齢
陸将・海将・空将	将	60歳
陸将補・海将補・空将補	将補	
1等陸佐・1等海佐・1等空佐	1佐	56歳
2等陸佐・2等海佐・2等空佐	2佐	
3等陸佐・3等海佐・3等空佐	3佐	
1等陸尉・1等海尉・1等空尉	1尉	54歳
2等陸尉・2等海尉・2等空尉	2尉	
3等陸尉・3等海尉・3等空尉	3尉	
准陸尉・准海尉・准空尉	准尉	53歳
陸曹長・海曹長・空曹長	曹長	
1等陸曹・1等海曹・1等空曹	1曹	
2等陸曹・2等海曹・2等空曹	2曹	53歳
3等陸曹・3等海曹・3等空曹	3曹	
陸士長・海士長・空士長	士長	
1等陸士・1等海士・1等空士	1士	-
2等陸士・2等海士・2等空士	2士	
3等陸士・3等海士・3等空士	3士	

- (注) 1 統合幕僚長の職にある陸将、海将又は空将である自衛官の定年年齢は62歳
- 2 医師、歯科医師および薬剤師である自衛官ならびに音楽などの職務にたずさわる自衛官の定年年齢は別に定められている。

図表6-2-7 就職援護のための主な施策

区分	内容
職業適性検査	適性に応じた進路指導などを行うための検査
技能訓練	退職後、社会において通用する技能を付与(大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、危険物取扱など)
自動車操縦訓練	大型自動車免許を取得できるよう内部の施設で実施
防災・危機管理教育	防災行政のしくみおよび国民保護計画などの専門知識を付与
通信教育	定年退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与(社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など)
業務管理教育	定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職および退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
就職補導教育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識および再就職に当たっての心構えを付与

自衛官、予備自衛官および予備自衛官補の3つの制度を設けている。

特に予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官を安定的に確保し、民間の優れた専門技術を有効に活用することを目的とし、自衛官未経験者の

4) < <http://www.jda.go.jp/j/defense/yobiji/index.html> >

志願に基づき採用されている。

なお、諸外国でも、予備役制度を設けている。

参照 > 資料57 (P391)

(図表6-2-8参照)

イ 雇用企業の協力

即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補は、平素はそれぞれの職業などに就いている。しかし、必要な練度を維持するため、毎年仕事のスケジュールを調整し、休暇などを利用して訓練招集や教育訓練招集に応じている。

このような即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補の制度を円滑に運用するためには、雇用企業などの理解と協力が不可欠である。特に即応予備自衛官については、年間30日の訓練招集に応じるため、雇用企業などに、不在時の業務調整や休暇取得の配慮など、必要な協力を求めることになる。

このため防衛庁は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担を軽減し、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、即応予備自衛官の訓練参加などのために所要の措置を行っている雇用企業などに対し、即応予備自衛官雇用企業給付金を支給している。

図表6-2-8 予備自衛官などの制度の概要

	即応予備自衛官	予備自衛官	予備自衛官補
基本構想	防衛力の基本的な枠組みの一部として、防衛招集命令などを受けて自衛官となって、あらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務	防衛招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となって勤務	教育訓練修了後、予備自衛官として任用
採用対象	元自衛官、元予備自衛官	元自衛官、元予備自衛官	自衛官未経験者〔予備自衛官補(一般)、予備自衛官補(技能)〕
採用年齢	士：18歳以上32歳未満 幹・准・曹：定年年齢に3年を減じた年齢未満	士：18歳以上37歳未満 幹・准・曹：定年年齢に2年を加えた年齢未満	一般は、18歳以上34歳未満、技能は、18歳以上で保有する技能に応じ53歳から55歳未満
採用など	志願に基づき選考により採用	志願に基づき選考により採用 教育訓練を修了した予備自衛官補は予備自衛官に任用	一般：志願に基づき試験により採用 技能：志願に基づき選考により採用
階級の指定	元自衛官：退職時階級が原則 元予備自衛官：退職時指定階級が原則	元自衛官：退職時階級が原則 一般：2士 技能：技能に応じ指定	階級は指定しない
任用期間	3年/1任期	3年/1任期	一般：3年以内 技能：2年以内
(教育)訓練	30日/年	法律では20日/年以内。ただし、5日/年で運用	一般：50日/3年以内(新隊員教育課程(前期)に相当) 技能：10日/2年以内(専門技能を活用し、自衛官として勤務するための教育)
昇進	勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	勤務期間(出頭日数)を満足した者の中から勤務成績などに基づき選考により昇進	指定階級がないことから昇進はない
処遇など	訓練招集手当： 10,400～14,200円/日 即応予備自衛官手当： 16,000円/月 勤続報奨金： 120,000円/1任期 雇用企業給付金： 42,500円/月	訓練招集手当：8,100円/日 予備自衛官手当：4,000円/月	教育訓練招集手当： 7,900円/日 防衛招集応招義務は課さないことから、予備自衛官手当に相当する手当は支給しない
応招義務等	防衛招集、国民保護等招集、治安招集、災害等招集、訓練招集	防衛招集、国民保護等招集、災害招集、訓練招集	教育訓練招集

(3) 事務官、技官、教官など

事務官、技官、教官などは、防衛庁全体で約2万4,000名であり、その数は自衛官の約10分の1にあたる。これらの隊員は、主に国家公務員採用Ⅰ種試験、防衛庁職員採用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験で採用され、Ⅰ種は共通の研修を受けた上で、さまざまな分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛政策の立案、自衛隊の管理・運営の基本に関する業務、情報本部などの情報業務、全国各地の自衛隊の運営に必要な行政事務（総務、基地対策など）、後方支援業務（整備・補給など）などに従事している。

また、技術研究本部などの技官は、防衛力の技術的水準の維持向上を図るために必要な研究開発などに取り組んでいる。このほか、防衛研究所の教官は、自衛隊の管理・運営に関する基本的な調査研究を行い、防衛大学校や防衛医科大学校などの教官とともに、質の高い隊員を育成するための教育に取り組んでいる。

技官、教官で、本年3月末において、博士号を取得している者は581名である。



業務中の防衛庁事務官

(4) 人事施策

防衛庁では、人的基盤の重要性を認識し、新しい時代に向けて、種々の施策を推進するとともに、新たな人事施策の検討を行っている。

ア 公務員制度改革に関連した検討⁵

昨年に閣議決定された「行政改革の重要方針」などを踏まえ、防衛庁においても各種の公務員制度改革に係る施策の具体化を図っている。具体的には、本年1月より新人事評価制度の試行を開始したところである。

イ 男女共同参画の取組⁶

防衛庁における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、01（平成13）年、防衛庁副長官を本部長とする防衛庁男女共同参画推進本部を設置し、これまでに各種の施策を実施してきた。さらに、本年、同本部において「防衛庁における男女共同参画に係る基本計画」を策定するなど、仕事と育児の両立支援のための施策、女性職員の配置に応じた施設や船舶の整備、女性職員の採用・登用の促進などを推進している。

ウ 次世代育成支援対策の推進⁷

わが国における急速な少子化の進行を踏まえ、政府として次世代育成支援対策を推進している。そして、03（同15）年には、次世代育成支援対策推進法が成立した。これを受け、防衛庁でも、防衛庁次世代育成支援対策推進委員会を設置し、「防衛庁特定事業主行動計画」⁸を策定した。特に防衛庁では、男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進および庁内託児施設の設置などに取り組んでいる⁹。

5) <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/index.html>> 参照

6) <<http://www.gender.go.jp>> 参照

7) <<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai.html>> 参照

8) <<http://www.jda.go.jp/jj/info/koudou/index.html>> 参照

9) 例えば18年度予算では、三宿駐屯地（東京都世田谷区）への託児施設設置に必要な経費が計上されている。

エ 隊員の離職後の再就職についての規制

自衛隊員の再就職先については、不正などを防止するとの観点から、規制が設けられている。具体的には、自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に在職していた組織と契約関係にある営利企業に就職する場合は、防衛庁長官などの承認¹⁰が必要となっている。なお、昨年、長官が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは106件（106名）である。

オ 再任用制度

再任用制度は、高齢・有為な人材の公務内における積極的活用、雇用と年金の連携の確保を図るため、定年退職者などを再任用する制度である。

防衛庁・自衛隊は、この制度に基づき、本年5月末現在151名を再任用している。

（図表6-2-9参照）

図表6-2-9 再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	現行の定年年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、長官が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	・フルタイム勤務 ・短時間勤務	フルタイム勤務に限定
任期	1年以内、更新可能	・1年以内、更新可能 ・出勤などの際は、一定の期間（1年～6か月）延長可能
任用上限年齢	65歳（平成13年度から15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ）	
給与水準	定年退職時の年収の5～6割の水準 （同一の職務の級で再任用された場合）	

カ メンタルヘルスにかかわる取組¹¹

防衛庁・自衛隊では、隊員が強い使命感を持って、わが国の防衛という崇高な任務を全うするためには、隊員のメンタルヘルス（精神的健康）を保持することが極めて重要であるとの認識の下、メンタルヘルスに関するさまざまな取り組みを行っている。具体的には、カウンセリング態勢の充実や教育用ビデオの作成・普及を通じた、隊員の意識の啓発などである。

また、自衛官の自殺防止は、防衛庁・自衛隊にとって喫緊の課題であるとの認識の下、防衛庁自殺事故防止対策本部を設置し、自殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布などを行っている。

このほか、メンタルヘルスに関連した課題として、心的外傷後ストレス障害（PTSD）、Post-Traumatic Stress Disorder 惨事ストレスに関する取り組みも検討している。

参照 > 5章1節（P237）

キ 准尉や曹の自衛官の活性化の取組

陸・海・空自衛隊では、准尉や曹の自衛官の活性化のための取り組みの1つとして、曹士自衛官に対する服務指導などの新たな役割を准尉や曹の自衛官に付与することとしている。海自において、03（同15）年4月より先任伍長制度を導入しているほか、陸自、空自においても、本年から上級曹長制度、准曹士先任制度の検証・試行を開始した。

10) 「長官承認範囲」は自衛隊法第62条に規定してある。

11) メンタルヘルス活動は、精神的疾病がない、甚だしい不安や苦悩がない、社会規範に適応している、自己実現がなされているといった状態を目指すものであり、個々の隊員の精神的健康を維持し、個人の資質や能力がより効果的に発揮できるように支援する諸活動である。
< <http://www.jda.go.jp/j/delibe/mental/hokoku01.htm> >

准尉や曹の自衛官の活性化の取組

近年の安全保障環境の変化に伴い、自衛隊の役割は、新たな脅威への対応や国際平和協力活動など、今まで以上に広がっています。また、一方で、自衛隊員の価値観の多様化など、部隊を管理する上での状況も変わってきています。

こうした中、陸・海・空自衛隊では、責任感、知識・技能、指導力などに優れたベテランの准尉や曹に、曹士自衛官の服務指導などの役割を与え、部隊の規律の維持、士気の高揚などを図る取り組みを行っています。

ここでは、各幕僚監部において、陸・海・空自衛隊の曹士自衛官の大元締めとして勤務している准曹隊員に、その経験談や抱負などを聞きました。



陸上自衛隊最先任上級曹長 鈴木准陸尉（中央）
海上自衛隊先任伍長 佐賀海曹長（左）
航空自衛隊准曹士先任 鹿股准空尉（右）

陸上自衛隊 | 准陸尉 | すずきひろお
鈴木弘雄

陸上自衛隊の上級曹長制度は、各種災害派遣、PKO、イラク人道復興支援など陸上自衛隊の役割が変化・拡大している中、それらの活動の中核となり得る小部隊のリーダーである准曹が、あらゆる場面で的確に行動できるよう能力向上を図るとともに、状況判断事項が増加した指揮官を直接補佐して部隊の即応性向上に寄与することを目的としており、18年度から一部の部隊で2年間制度検証を実施した後、全部隊での試行を経て、正式に制度を導入する予定です。

陸自最先任上級曹長として、准曹隊員に対する次のような課題に取り組みたいと考えます。第一に意識改革です。各階級・階層における地位・役割を再認識し、言われた事だけやるという受け身の姿勢ではなく、自らやるべき事、出来る事を考え積極的に行動する姿勢への意識の転換が必要であると考えます。第二は、情熱と信念です。何事にも情熱と信念を持つ事で、より積極的に業務に取り組み、充実感を持って任務に邁進できると考えています。

情熱と信念を持って部隊を愛し、仕事を愛し、人を愛し、自分を愛する准曹集団に作り上げる事を目標に、准曹個々が努力するようリードしていきたいと思っています。

海上自衛隊 | 海曹長 | さがいくお
佐賀幾雄

海上自衛隊の先任伍長制度は、3年前に米海軍の制度などを参考に導入しました。これまで艦艇部隊に慣例として置かれていた先任伍長（海曹士のまとめ役）を、全ての部隊などに配置した上でネットワーク化し、横のつながりを強化したことが、この制度の最大の特徴です。現在では、先任伍長同士のネットワークを通じて、部隊などの垣根を越えた海曹士の連携の枠組みができ、海上自衛隊の団結の強化に貢献できて、大変嬉しく思っています。

私は本年10月で退職し、後輩にバトンを渡す予定ですが、約3年間、海上自衛隊先任伍長を務めた経験から言いますと、先任伍長として重要なのは、常に現場に足を運んで現場を把握することです。また、自分の専門分野の腕を磨くとともに、曹士に対して自らが範を示し、現場隊員から信頼を得ることが大切です。さらに、日ごろから指揮官と同じ価値観・目的意識を持つように努力し、サービスの指導などにあたっては、厳しくも暖かい鬼軍曹としての心構えを持つことが大切だと思います。

陸自・空自との関係では、これまででも上級曹長制度（陸）や准曹士先任制度（空）の導入に向けて密接に情報交換などを行ってきました。今後も連携して、それぞれの制度の定着を図りつつ、将来的には防衛庁としての統一された制度として運営されるようになっていけば良いと考えています。

准曹士先任制度とは、航空自衛隊の任務の拡大や隊員の価値観の多様化などに対応するため、指揮官が行う服務指導などを、准尉や上級空曹が補佐する制度です。本年度から2年間の試行を行い、平成20年度から正式運用の予定です。

航空自衛隊准曹士先任としての抱負は、まず、この制度の有効性をしっかりと定着させることです。規則などで、制度の枠組みが出来上がるだけでなく、実態として「この制度のおかげで組織が良くなった。」という制度にしなければなりません。そのためには、今後2年間でしっかりとこの制度を検証するとともに、各部隊の准曹士先任が、各級指揮官をはじめ周囲からの信頼を得られるよう努力することが何よりも重要だと思っております。

次に、後輩隊員が目標とするような制度にすることです。後輩隊員が「いつかは、俺/私も准曹士先任になるぞ!」と目標を抱ける制度にできれば、准曹士隊員の意識が向上し、組織全体を活性化できるのではないかと思います。

そして、最後は、陸自・海自の曹士隊員や在日米軍の下士官との交流を促進させることです。そのような交流によって統合運用や日米共同に貢献できれば幸いです。この制度は、始まったばかりであり、まだまだ暗中模索の状況ですが、与えられた職務をよく認識し、各部隊の准曹士先任と連携を取りながら任務と立場をわきまえ、謙虚な姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

3 日々の教育訓練¹

自衛隊は、わが国の防衛をはじめとするさまざまな任務を遂行する。このため、装備などの充実を図るだけでなく、指揮官をはじめとする各隊員の高い能力・知識・技能や部隊の高い練度の維持が必要である。そして、いかなる場面でも実力を発揮できる態勢にあることが求められている。これは、各種事態における自衛隊の迅速・的確な対処を可能とすると同時に、ひいては、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能も果たしている。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するための最も重要な基盤である。このため、自衛隊は、種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を練成するとともに、即応態勢の維持・向上に努めている。

なお、本年3月より始まった、統合運用体制に対応する上でも、教育訓練をより充実させていくことが必要である。

1 自衛官の教育

(1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行にとって不可欠な要素である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、入隊直後の基礎教育や在職期間全体を通じた階級や職務に応じた教育など、段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識および技能を修得させている。

参照 > 資料58・59 (P391~P393)

また、自衛官は、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、それらを自衛隊内で修得するのが困難な場合など、海外留学を含め、部外教育機関²、国内企業、研究所などでの教育を受けている。こうした教育や研修は、大学院や大学、専門学校、企業などの理解や協力の下に行われている。今後も隊員の資質と知識・技能をさらに高めるために、広く部外教育機関などから協力が得られるよう努力している。

1) 教育訓練の細部については、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊のホームページに掲載

2) 昨年度の部外教育の協力先機関は、国内では筑波大学、東京工業大学など、海外では米国国防大学、ハーバード大学など。



統合について米国軍人と議論する自衛官

(2) 統合教育

本年3月から、統合運用体制が開始された。これをより充実させるためには、統合運用に関する知識・技能が不可欠であり、統合教育は重要な基盤の1つである。そこで自衛隊は、各自衛隊の幹部学校など³における統合教育をさらに充実させたほか、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合幕僚学校⁴で統合教育を受ける教育体系としている。統合教育の具体的内容は、軍事情勢、防衛学、統合運用などである。

(3) 時代に適合した教育

第5章でも述べたように、自衛隊の国際社会での活動の機会や諸外国とのかかわりは、増大している。このた

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

自衛隊で行われている訓練（陸自編）

自衛隊では、いざという時のために、日頃から厳しい訓練を行っています。ここでは、陸・海・空自衛隊で行われている訓練の一部について、隊員や教官の声を紹介します。

陸上自衛隊 西部方面普通科連隊 | 3等陸佐 | はまさきこういち 濱崎幸一（第2中隊長）

西部方面普通科連隊は、離島防衛のため、日夜訓練に励んでいます。ヘリコプターを使用した機動展開訓練、険しい山岳地での戦闘訓練に加え、今年初めて離島への「海」からの潜入訓練を米国のサンディエゴなどで行いました。訓練場は寒流の流れ込む海岸で、水温は10度前後、波は2mを超えます。このため訓練中は、寒さで震えが止まりませんでした。

約2週間の訓練では、最初は基礎訓練として、ボートの操舵や偵察潜入のための泳法などを学び、その後、潜入の訓練を行います。そして、最終段階では中隊約100名が一丸となって、十数キロ沖合から、夜間、数時間にわたり荒れ狂う波をゴムボートで超え、潜入する訓練を行いました。一つ間違えば「死」さえ覚悟しなければならぬ海での訓練でしたが、各隊員は全力で取り組み、胸から足まで無数の打撲痕と大きな達成感が残りました。特に隊員同士が、訓練でできた傷をまるで勲章のように見せ合っている姿は、彼らの「離島を守るために必要な技術を吸収したい。」と思う強い気持ちのあらわれであったと思いました。

私たちにとって、離島防衛は最大の課題であり、更なる練度向上をめざして、チャレンジしていこうと思います。



訓練地の濱崎 3等陸佐

3) 各自衛隊の幹部自衛官に対し、安全保障や防衛戦略などを教育する機関。

4) 統合幕僚学校（統幕学校）は、統合幕僚監部に属する学校で、幹部自衛官に対し統合に関する教育を行っている。

め、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語などの外国語教育を行うとともに、相互理解を目的に留学生を受入れている。さらに、国際平和協力業務を継続的かつ効率的に実施し得るよう、今年度に国際活動教育隊の新編なども計画されている。

2 自衛隊の訓練

(1) 統合訓練

わが国への武力攻撃などが発生した場合に、自衛隊が、その能力を最も効果的に発揮するためには、平素からの、陸・海・空自衛隊の統合訓練が重要である。このため自

衛隊は、従来から2以上の自衛隊が協同する統合訓練を行い、その内容の充実を図ってきている。そして、本年3月の統合運用体制への移行後においては、統合運用による円滑な任務遂行を図るため、統合訓練について、従来より充実・強化している。

例えば、訓練内容は、わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習だけでなく、国際平和協力活動なども想定されている。具体的には、自衛隊統合演習⁵⁾、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練に加えて、国際平和協力演習、統合国際人道業務訓練などがある。

(図表6-2-10参照)

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

自衛隊で行われている訓練（海自編）

海上自衛隊 第71航空隊

2等海尉

さがわよういちろう
佐川陽一郎（救難飛行艇操縦士）

私は、世界で唯一3mという高い波に着水することができる水陸両用の救難飛行艇（US-1A）の操縦士です。救難飛行艇とは、海の上に着水して人命救助を行う航空機です。救難飛行艇操縦士の資格を取得するためには、陸上のみに着陸する航空機と違い、海上に着水する技術を身につけなければなりません。

着陸は、飛行機の基本操縦で難しい技術の一つです。風向きや風力を見極め、飛行機のスピードや進入角を確実に調整しなければ、着陸できないからです。このような難しさに加え、波の大きさやうねりの方向などを見極めて安全に着水させなければならぬところに、救難飛行艇の難しさがあります。

このため、繰り返し海上への着水訓練を行い、さまざまな波を経験し波の見極め方を修得していきます。着水時、波を読み間違えると海水の衝撃により機体が損傷することもあり、神経をすり減らしながらの訓練となります。これを乗り越えると、救難飛行艇の操縦士となることができます。

救難飛行艇の操縦士になるための訓練中に、とても着水できそうにない海上に、機長（教官）がいとも簡単に着水したことを今でも覚えています。これこそまさに職人技だと思いました。その時、私もできるようになるのか？という大きな不安が襲ってきました。高い波への着水は人命救助の第一歩であるため、日々精進し教官のような操縦士になれるよう、努力していこうと思います。



US-1Aの操縦席に座る佐川2等海尉

5) 演習とは、訓練の一部で、実戦の状況を想定して行う訓練のこと。

図表6-2-10 統合演習の実績（平成17年度）

演習名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
日米共同 統合演習 (指揮所演習)	18.2.20 ～18.3.3	1 自衛隊 市ヶ谷駐屯 地、在日米 空軍横田基 地等 2 米軍 在日米空軍 横田基地等	統幕、内部部 局、陸・海・ 空各幕、各方 面隊、自衛艦 隊、航空総隊 など 約1,100名	在日米軍司令 部、在日米各 軍司令部など 約1,300名	指揮幕 僚活動 の演練

隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から、大部隊へと規模を拡大しつつ訓練を積み重ね、総合的な能力の発揮を目標として行う。また、自衛隊では、わが国の防衛のための訓練に加え、近年、周辺事態への対応、不審船や武装工作員などによる事態への対処、大規模テロに際しての自衛隊の施設の警護など、自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。各自衛隊の部隊訓練の概要は次のとおりである。

(図表6-2-11参照)

(2) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊の訓練とに大別される。

ア 陸上自衛隊

陸自では、普通科(歩兵)、特科(砲兵)、機甲科(戦車・偵察)などの各職種ごとの部隊訓練、ほかの職種の

COLUMN

VOICE

解説

Q&A

自衛隊で行われている訓練（空自編）

航空自衛隊 航空救難団 救難教育隊 1等空曹 はらだけんせい 原田顕聖（救難員課程教官）

私は、救難員課程の教官です。救難員は、不時着や墜落した自衛隊機のパイロットなどの救助を主な任務としておりますが、災害派遣で海や山での遭難者などを救助することも多く行っています。

このような任務に対応するため、救難員課程では、落下傘降下の訓練、海上でスクーバを装着しての救助訓練、山岳地での救助訓練など、技術の修得が困難で危険な訓練を行います。救難員には、人並み以上の運動能力と体力が必要なのです。

また、救難現場では自分の身が危険にさらされる状況が予想されるため、高度な技能だけでなく、救難員には、「どんな状況下でも絶対に遭難者を救助する。」という、強固な精神力も求められます。このため、早朝から救難活動を開始して体力の限界まで活動し、それでもなおお力を振り絞って遭難者を救助させるといった訓練を行います。精神力に裏打ちされた技術や能力を身につけてこそ初めて、救難員としての一歩が踏み出せるのです。

なお、常に危険を伴う学生訓練の安全を確保するため、我々教官には細心の注意と万全の準備が求められます。また、学生に対し威厳を保ち良い見本となるためには、人格や幅広い知識、学生をはるかに超越する経験や体力が必要のため、教官としての自学研鑽が必要です。このように厳しい教官の仕事ですが、教育を終了した学生が実任務を経験し、成長した姿を確認できたときは、教官として本当に良かったと感じます。



スクーバセットを装着し遭難者救助訓練の準備をする
原田 1等空曹

図表6-2-11 各自衛隊の主要演習実績（平成17年度）

演習名		期間	場所	主要参加部隊など	概要		
陸上自衛隊	協同転地演習	北方転地	17.6.21～8.1	中部方面区～北部方面区(矢別演習場)	第10師団 人員 約4,300名 車両 約1,200両	陸・海・空各種移動手段を併用した長距離機動能力の向上および海・空自衛隊との協同訓練を実施して、師団以下の統合作戦能力の向上を図る	
		南方転地	第1次	17.6.12～6.29	北部方面区～東部方面区(東富士演習場、朝霞訓練場、大宮駐屯地など)		第5旅団第6普通科連隊 人員 約260名 車両 約70両
			第2次	17.7.4～7.20			第11師団第10普通科連隊 人員 約800名 車両 約170両
海上自衛隊	海上自衛隊演習	図上演習	17.9.26～9.30	海上自衛隊幹部学校(目黒)	海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、各地方総監部など	上級指揮者の情勢判断、作戦指導および部隊運用の演練	
		実動演習	17.11.9～11.18	日本周辺海域	自衛艦隊、各地方隊など 艦艇 約80隻 航空機 約180機		
航空自衛隊	航空総隊総合演習	指揮所演習	17.9.12～9.15	航空総隊司令部(府中)など	航空総隊、航空支援集団、航空教育集団など	わが国に対する武力攻撃予測事態の認定前後における指揮幕僚活動および武力攻撃事態等における対処要領を実動により演練	
		実動演習	17.11.14～11.25	日本全域及びその周辺	航空総隊、航空支援集団、航空システム通信隊		



各小隊長に命令を徹底する陸自第46普通科連隊 第2中隊長

部隊と協同した訓練、多様な職種 of 部隊の総合戦闘力を発揮させる訓練などを行い、部隊の練度の向上を図っている。

こうした訓練は、可能な限り実戦に近い環境下で行うよう努めており、さまざまな施設・設備も有している。具体的には、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を演練するための指揮所訓練センター、中隊レベルなどの訓練を行うための富士訓練センターや市街地訓練場などである。このような施設での訓練は、実戦的な感覚を身につけさせるとともに、客観的な評価が可能であり、部隊の練度の向上に寄与している。

このほか、師団規模の大部隊の長距離機動能力の向上のための協同転地演習など、総合的な訓練を行っている。

イ 海上自衛隊

海自では、周期訓練方式をとっている。これは、要員の交代や艦艇の修理・検査の時期を見込んだ一定の期間を1つの訓練周期とし、その訓練周期の中で、段階的に練度を向上させる方式である。1つの訓練周期では、初期段階の訓練から高練度の訓練までが実施される。

初期段階では、戦闘力の基本単位である艦艇や航空機ごとのチームワーク作りを主眼とした部隊訓練が行われる。その後、練度の向上につれて、部隊規模を拡大し、艦艇相互や艦艇と航空機間の連携の訓練などを行うとともに、より大きな部隊間での連携ができるよう、海上自衛隊演習などの総合的な訓練を行っている。



手旗訓練中の海自隊員

ウ 航空自衛隊

空自は、戦闘機、地对空誘導弾、レーダーなどの先端技術の装備を駆使する集団である。このため、訓練の初期段階では個人の専門的な知識や能力を段階的に引き上げることを重視し、戦闘機部隊、航空警戒管制部隊、地对空誘導弾部隊などの部隊ごとに訓練を行っている。この際、隊員一人一人の能力と航空機などの装備品を有機的に機能させ、部隊の持つ総合力を発揮させることを目指している。そして、部隊の練度の向上にとともに、これら部隊間の連携要領を訓練している。さらに、全国規模の部隊間の連携要領の訓練として、航空輸送部隊や航空救難部隊などを加えた、航空総隊総合訓練などの総合的な訓練も行っている。



訓練中のF-2戦闘機



北海道大演習場で訓練を行う陸自第7師団

限られた国内演習場を最大限に活用している。また、射程が長く国内では射撃できない地对空誘導弾（改良ホーク）や、地对艦誘導弾のほか、国内ではその機能を十分に発揮した状態で射撃できない対戦車ヘリコプター、戦車などの実射訓練を米国で行っている。

(2) 海上自衛隊

国内には、実戦に近い厳しい電子戦⁶環境下での訓練ができる海域・空域や、ミサイル・魚雷発射訓練の評価ができる大規模な施設などが無い。このため海上自衛隊では、国内では得られない訓練環境が確保できるハワイ沖などで実戦的な訓練を行っている。

また訓練海域は、水深などとの関連から、使用できる場所や時期などに制約がある。特に、掃海訓練、潜水艦

3 教育訓練の制約と対応

(1) 陸上自衛隊

訓練を行う演習場や射場のある場所は地域的に偏っており、また、その数や広さも十分でないため、大部隊の演習や戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲の射撃訓練などを十分にできない状況にあり、装備の近代化に伴いこの制約は大きくなる傾向にある。また、演習場や射場の周辺地域の都市化に伴う制約も年々増えている。

こうした制約に対応するため、師団レベルの実動演習を北海道などの大規模な演習場まで移動して行うなど、



魚釣島沖を航行する護衛艦

6) 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいは、その使用効果を低下させ、又は無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと。

救難訓練などに適した比較的浅い海域は、一般船舶の航行や漁船すおうなだの操業などと競合するため、むつ湾や周防灘などの一部に限られる。このため、短期間により多くの部隊が訓練成果を上げられるような計画を作り、効率的な訓練に努めている。

(3) 航空自衛隊

国内の訓練空域は十分な広さがないため、高速で飛行する戦闘機せんとうきの特性を最大限に発揮した訓練などができない。また、多くの訓練空域は、戦闘機が発進する基地から遠く、往復には長時間を要するため、効果的かつ効率的な訓練に支障をきたしている。電子戦訓練を実施する場合についても、電波干渉の防止の観点から、実戦的な訓練などに制約がある。

さらに、多くの航空基地では、早朝や夜間の飛行訓練に制約があり、また、ミサイル発射可能な射場が限定されているなど、訓練に制約を受けている。

このため、従来から、国内では得られない訓練環境を確保できる米国で、地对空誘導弾（ペトリオット）の実射訓練を行うほか、グアムにおける日米共同訓練を実施している。

また、03（平成15）年度からは、米空軍演習（コブサンダー演習⁷⁾にF-15戦闘機とE-767早期警戒管制機を参加させ、空域や電波使用などの制約のほとんどない環境下で日米共同訓練を行っている。



ペトリオットの年次射撃訓練

4 安全管理

自衛隊の任務が、わが国の防衛などであることから、その訓練や行動に危険が伴うことは避けられない。しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命などを失うことにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛庁・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。防衛庁・自衛隊では、今後も、平素からの航空機の運航や射撃訓練時などにおける安全確保に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

4 情報通信能力を強化するための取組

防衛庁・自衛隊における情報通信は、指揮中枢と各自衛隊の各級司令部、末端部隊に至る指揮統制のための基盤であり、いわば「神経系統」というべきものである。

したがって、防衛庁・自衛隊は、自衛隊の任務遂行能力に直結する、情報通信能力などを強化するための取り組みを重視している。

1 情報通信技術（IT）革命への対応¹⁾

防衛庁・自衛隊は、近年の情報通信技術革命に対応するため、「防衛庁・自衛隊における情報通信技術革命への対応に係る総合的施策の推進要綱（IT要綱）」を発表した。

このIT要綱では、情報優越²⁾を追求し、防衛力の統合的かつ有機的な運用を可能とする基盤を体系的に構築す

7) 米空軍演習（コブサンダー演習）には、平成8年度からほぼ毎年、C-130H輸送機や基地防空隊などが参加してきた。

4 - 1) < <http://www.jda.go.jp/j/library/archives/it/index.html> >

2) 情報の認知、収集、処理及び伝達を迅速かつ的確に行うことについて相手方に優ること。

るために、防衛情報通信基盤（DII）やコンピューター・システム共通運用基盤（COE）など、高度なネットワーク環境の整備³、中央指揮システム（CCS）や陸・海・空自衛隊の各種指揮システムの整備など、情報通信機能の強化、防衛庁・自衛隊のシステムのサイバー攻撃からの防御など、情報セキュリティの確保⁴を中核とする3つの施策の具現化を進めてきた。

2 今後の情報通信政策（アクションプラン）

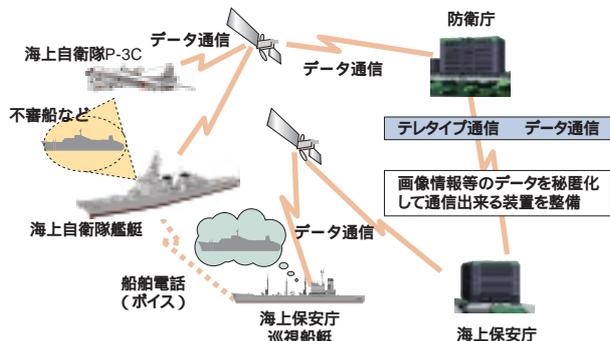
今後、防衛庁・自衛隊は、統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行といった自衛隊の新たな運用ニーズにも対応しなければならない。このため、IT要綱に基づき構築した情報通信基盤を生かしつつ、より広範・機

動的な情報通信態勢を構築することが課題となっている。この課題を解決するため、指揮通信能力などの強化に係る5つの政策目標を設定し、内外の優れた情報通信技術に対応した高度な情報通信態勢の構築を推進している。具体的には、「指揮命令ライン（縦方向）の情報集約・伝達の充実」、「部隊レベル（横方向）の情報共有の推進」、「サイバー攻撃対処態勢の構築」、「外部との情報共有の推進」、「各種通信インフラの充実」である。

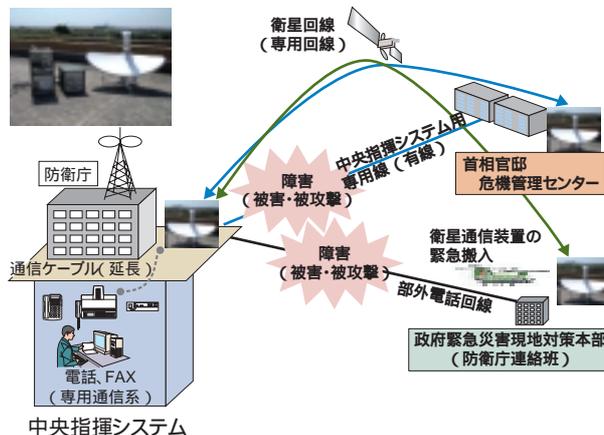
また、平成18年度には他省庁との情報共有推進施策として、新たに「海上保安庁とのデータ通信能力の整備」や「官邸等との間の通信手段の強化」といった事業を実施する。

（図表6-2-12・13参照）

図表6-2-12 海上保安庁とのデータ通信能力の整備



図表6-2-13 官邸などとの間の通信手段の強化



5 総合取得改革の推進¹

装備品の取得については、96（平成8）年度に取得改革委員会を設置し、民生品の活用や修理方法の見直しなどを行い、装備品の調達・維持コストの抑制に努めてきた。

また、調達実施本部をめぐる背任事件を受け、透明で

公正な調達制度の構築を図るため、98（同10）年、防衛調達制度調査検討会を開催するとともに、同年、防衛調達改革本部を設置し、99（同11）年、「調達改革の具体的措置」をまとめた。これらに基づき、防衛庁では、調達制度・機構の改革、隊員の再就職のあり方を見直しな

3) 防衛情報通信基盤（DII）やコンピューター・システム共通運用基盤（COE）の細部については、<<http://www.jda.go.jp/j/library/archives/it/youkou/03.htm>> 参照

4) 例えば、情報セキュリティの確保に係る取り組みとしては、日米間の防衛協力の一環として、日米間の情報交換などによるサイバー攻撃時への対処能力向上を目的とした、「情報保証とコンピューター・ネットワーク防御における協力に関する了解覚書」（MOU）（本年4月）の締結、などがある。

5-1) <http://www.jda.go.jp/j/library/archives/sougousyutoku/17.3_b.pdf>

図表6-2-14 総合取得改革の主要施策

項目	改革の方向
企業努力を最大限引き出すための調達システムの確立	民需で実施されている生産効率化の仕組みの防衛庁の需要の生産現場への導入 企業の価格低減努力が、適切に企業の利益に反映されるような価格決定システムの導入
民生品活用の積極的推進	装備品の調達プロセスに、民生品活用の検討のための標準的なプロセスを導入するためのガイドラインの作成
効果的・効率的な調達・補給システムの確立	電子タグの活用 在庫基準の最適化、共通物品の相互融通などを通じた補給業務の改善 仕様書作成段階からの装備品の標準化の一層の推進
効果的・効率的な研究開発の実施	今後重点的に取り組むべき技術分野の長期的な見通しを取りまとめた「中長期技術見積」の作成 民間企業が保有する先進的な技術および大学など研究機関が保有する学術的に高度な技術に関する調査の実施 的確な事業遂行のための評価体制の強化
取得の透明性・公正性の向上	装備品の調達において、新規参入を促すため受注準備に相当な期間を必要とするものにあつては、事前に受注準備を促す公告や説明会を開催するなどの競争性を高める努力の実施 入札経緯の監視・評価の実施の徹底 装備品の随意契約の理由が適正であったか再確認の上、仕様の変更など競争性を高める工夫により随意契約を減らす努力を実施
取得関係職員の人材育成	平成18年1月に防衛庁長官政務官を委員長とする「防衛庁取得関係職員人材育成検討委員会」を設置し、契約・原価計算・監督検査関係職員およびプロジェクト管理者などの育成施策について検討

どに関する各種の改革施策を推進してきた。

さらに、これまで取り組んできた調達制度・機構の改革などの成果を踏まえつつ、最近の軍事科学技術の発展などに伴う環境の変化に対応するため、03(同15)年9月に、防衛庁長官を委員長とする総合取得改革推進委員会を設置し、研究開発から調達・補給・ライフサイクル管理などに関する諸施策について抜本的な改革を進めるとともに、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立についての検討を進めているところである。

ここでは、その取り組みの現状について説明する。
(図表6-2-14参照)

1 装備本部の設置

装備品の高機能化や取得数量の減少に伴う高価格化、欧米における取得改革の進展を踏まえると、防衛庁においては、これまで以上に、より良い装備品をより安く調達するニーズが高まっている。

また、主要装備品は、開発・調達された後、部隊において10年から20年以上の長期にわたり運用されることが、これら主要装備品の特性を踏まえた取得施策をとることが、装備品の取得の効率化にとって極めて重要である。

このため、防衛庁においては、総合取得改革の取り組みの中で、装備品の開発、調達、運用、維持・修理、廃棄に至るライフサイクルにわたる性能、コスト、スケジュールの最適化を図るプロジェクト管理²⁾に関するさまざまな検討を行い、今般、プロジェクト管理の手法を装備品の調達に活用し得る目途がついた。

また、近年、民需の生産現場においては、バリューエンジニアリング³⁾や生産工学などの手法に基づき、品質を確保しつつ製品の開発・生産コストを削減する取り組みが実施され、効果を発揮している。防衛庁においても、防衛庁の需要に民需で実施されている生産効率化の仕組みを導入させる取り組みを平成16年度に試行的に開始

2) プロジェクト管理とは、ある事業において、プロジェクトのリーダーの下、関係各者のチームを作り、事業の目標を明確にした上で、詳細な計画をたてるとともに、事業の進捗状況を管理し、目標を期限内に完了させることを目指すもの。欧米諸国における防衛装備品の取得業務や民間企業のプラント建設や情報システム開発などの業務においても、この手法が用いられている。

3) 顧客の要求を満たす商品を提供するために必要なコストを最低限にすることを価値とみなし、それを実現するための組織的なコストの引き下げの技術・方法

し、現在、その本格的な導入について検討を行っている。

装備品の取得にあたっては、装備品の生産の効率化によりコスト削減を行いつつ、同時に、装備品の開発など装備品の導入段階に調達、運用、維持・修理などの情報を十分に取り入れ、プロジェクト管理を通じてライフサイクルにわたる性能、コスト、スケジュールの最適化を図ることが重要である。このためには、コスト管理、生産・品質管理、開発管理の機能を統合して、共同作業⁴を行う体制にすることが効果的であると考えられる。以上のことから、防衛庁としてはこれらの機能を一体として運用し得るよう、内部部局の原価計算部門、契約本部の契約部門、技術研究本部の開発管理部門を統合・再編し⁵、装備本部を設置することとした。

なお、装備本部の設置にあたっては、談合や過払いなど装備品の調達に係る不適切な行為の早期発見、抑止をこれまで以上に図るため、装備本部内外から多重的・重層的にチェックを行う体制を整備し、装備品の取得業務が公正かつ適正に実施し得るよう配慮したところである。

2 防衛生産・技術基盤の充実強化

防衛産業は、わが国の安全保障の一翼を担う重要な産業である。したがって、「質の高い装備品を短時間で、安く、取得する」ためには、わが国において、装備品を設計・製造・維持する能力を持つ防衛生産・技術基盤を平素から確保しておくことが必要不可欠である。特に、航空機、艦船、戦車、誘導弾などの主要装備品については、概して、生産数が少量で、初期投資が多く、高度の技術能力が要求されることから、個々の装備品を開発・生産できる企業は、1社ないし数社に限られる。このため、装備品の製造にたずさわる一企業の市場からの撤退が、装備品の安定的な取得や維持に直ちに支障を及ぼすおそれがある。また、この基盤を維持することは、仮に海外から装備品を調達する場合にも、相手国との交渉力を確保し、出来る限りわが国に有利な条件で装備品を取得することを可能とする観点からも重要である。

装備品の取得については、性能・価格面に加え、維持・補給・教育訓練の容易性やわが国独自の改善の必要性なども考慮した費用対効果に関する検討に基づき、国内開発、ライセンス国産、輸入といった取得方法を適切に判断してきたところである。しかしながら厳しい財政事情や装備品の高価格化を踏まえると、今後とも、その取得数量の大幅な増加は見込めない。このため、生産性が高く技術力のある強い体質の防衛生産・技術基盤を育成・維持していくことについて、より一層配意していく必要がある。

また、わが国は、民生分野において世界でも先端的な性能を実現する技術力や高い信頼性の製品を製造する生産能力を有している。これらの技術を既存の防衛技術と適切に組み合わせることやデュアルユース技術（両用技術）を活用していくことで、質の高い装備品を生み出す技術を確立していくことは可能である。さらに、防衛専用技術の民生分野への用途拡大に努めることにより、防衛生産・技術基盤の育成・維持の一助となることも考えられる。

こうした状況を踏まえ、防衛庁においては、「真に必要な防衛生産・技術基盤の確立」を図るべく、わが国の安全保障上、重点を置いて育成・維持すべき防衛生産・技術基盤の分野を明確化するなどの検討を行っているところである。

4) 米国では、コロケーション（collocation）と称されている。プロジェクトに関わる者が1か所に集まって仕事をするることにより、プロジェクト参加者間で目的意識の共有や仕事の効率化などに関する相乗効果を期待するものであり、プロジェクト管理を実施する上での基本的な手法

5) 技術研究本部の開発管理部門の統合は、現行の開発事業に影響を与えないよう、主要な開発事業の大半が終了後の平成21年度に実施する予定

6 技術研究開発の充実

防衛庁では、厳しい財政事情を踏まえ、研究事業の「選択と集中」を行うため、今後重点的に取り組むべき技術分野や各技術分野毎の長期的な見通しを得るべく、技術戦略を策定する¹。

また、多様な事態への対応や統合運用の実施などの観点から、運用面のニーズをこれまで以上に見据えつつ、最新の科学技術を取り込んで研究開発を実施する必要がある。そこで、次に掲げる新たな研究開発手法を取り入れている。

装備品の原型の試作などを行い、それを適切な部隊の使用に供し、じ後の研究開発や調達などに反映していく「運用実証型研究」の導入。

開発着手時に最終的に達成すべき要求性能を設定せず、着手後においても、要求性能の精度を高めたり、最

新の軍事科学技術を取り入れたりすることを可能とする「進化的開発」の導入。

さらに、事業評価の体制の充実を図るとともに、一旦着手した事業についても事情の変更があった場合には、当該事業の中止を含めた見直しを柔軟に行い得る意思決定システムを構築した。

装備品のライフサイクルを通じた性能、スケジュール、コストの最適化を図る観点では、装備品を創出する構想・研究および開発段階での、性能・コストなどにかかる複数の提案の比較による分析を徹底していくこと、さらに、装備品が配備された後も、それをフォローアップして改善などを実施していくことが効果的であり、研究開発体制への取り組みとして継続的に検討を行っている。（図表6-2-15・16参照）

図表6-2-15 技術研究本部で研究中の最先端技術

分類	項目名	概要	開始年度	終了予定年度
航空機	実証エンジン	将来の超音速戦闘機の推進装置として不可欠なアフターバーナー付高性能ターボファンエンジンに関する技術	95	13
	高運動飛行制御システム	エンジンの推力偏向制御と飛行制御を統合して高運動飛行制御技術の確立を図る技術、および航空機の高運動性とステルス性を両立させるための機体形状技術	00	08
誘導武器	地上誘導方式	将来の経空脅威対処を可能とし、かつ従来目標への対処能力を向上させた将来の対空ミサイル用地上誘導システムに関する技術	03	07
	先進SAM要素技術	超低空や高々度から超音速で飛来する小型超音速目標を、長～近距離の多層構造で迎撃するためのミサイルシステム実現に関する技術	05	10
火器・車両	高精度化弾薬システム	りゅう弾砲から発射される砲弾に飛翔位置を測定する機能を組み込んで、飛翔中の弾道を測定する技術、および砲弾の先端に取付けた抵抗翼により弾道を修正する技術	00	06
艦艇・水中武器	マルチスタティックソーナー（艦上処理部）	複数艦のソーナーを同時管制することで、静粛化、ステルス化された潜水艦に対する探知能力を向上させるマルチスタティックソーナー方式に関する技術	01	06
	魚雷用誘導制御装置	艦艇の隠密性、魚雷防御能力の向上に対処するため、目標識別能力に優れた画像ホーミング方式による魚雷誘導制御技術	02	10
電子機器	ソフトウェア無線機	ソフトウェアのみの交換で様々な無線機との通信を可能とする相互運用性に優れたソフトウェア無線機に関する技術	01	06
	光波自己防御システム	輸送機などの大型機およびヘリコプタに対する赤外線誘導方式の携行型地对空誘導ミサイルの脅威に有効に対処するため、大型機などの搭載環境下で適合する光波自己防御システムに関する技術	04	09
その他	生物兵器対処技術	生物剤検知・同定技術および生物剤等の多重脅威対処用の個人防護装備に関する技術	04	10

¹ 具体的には、民間の技術動向を把握し、最新の科学技術を取り込みつつ、今後重点的に取り組むべき技術分野や各技術分野毎の長期的な見通しを取りまとめ、5か年毎の作成を制度化している。



静粛化を図って開発中の海自次期哨戒機用エンジン



組み立て中の空自次期輸送機静強度試験機

図表6-2-16 防衛庁において開発中の主要な装備品など

区分	項目	開発開始(年度)	概要
航空機	救難飛行艇(US-1A改)	96	洋上救難能力の維持向上を図るため、現有のUS-1Aをベースとして改造開発する救難飛行艇
	次期固定翼哨戒機、次期輸送機	01	平成23年度以降、P-3Cの後継およびC-1の後継として運用可能な次期固定翼哨戒機および次期輸送機であり、その適用技術の共用化により低コストで開発
	無人機研究システム	04	無人で自律飛行しながら、映像情報などのデータを収集・伝達し、着陸帰投する無人機(固定翼)について、自動滑走着陸技術および映像システム技術を確立し、無人機の運用などの研究に供するシステム
誘導武器	99式空空誘導弾(改)	02	99式空空誘導弾の残存性、攻撃範囲、対妨害性などの機能・性能を向上させた中射程空空ミサイル
	中距離多目的誘導弾	04	普通科部隊などに装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する多目的ミサイル
	短SAM(改) 基地防空用地対空誘導弾	05	81式短距離地对空誘導弾の後継として作戦地域の全体的な対空火網を構成するとともに基地防空火器の主力として使用する地对空ミサイル
	新弾道ミサイル防衛用誘導弾	06	既存の弾道ミサイル脅威対処能力の向上、および高性能、多様化する弾道ミサイルに対処可能とする将来の艦載型の新弾道ミサイル防衛用誘導弾であり、日米共同で開発する
火器・車両	新戦車	02	現有戦車の後継として戦車部隊に装備し、多様な事態において敵部隊などを撃破するために使用する戦車
	NBC偵察車	05	化学防護隊(小隊)などに装備し、広域にわたる有害化学剤、生物剤および放射能汚染地域の状況を迅速に偵察(検知、識別など)する車両
艦艇・水中武器	新アスロック	99	護衛艦に装備し、水上艦用ソーナーと組み合わせた運用により、潜水艦を遠距離で攻撃・撃破するシステム
	新対潜用短魚雷	05	浅海域から深海域までのあらゆる海域を行動する高性能潜水艦を攻撃するために使用する短魚雷
電子機器	戦闘機搭載用IRST装置	03	電子戦環境下などにおける火器管制レーダの探知性能の低下を補完し、目標の探知、追尾のみならず搭載空空ミサイルの射撃管制に使用する赤外線搜索追尾(IRST: Infra-Red Search and Track)装置
	対空戦闘指揮統制システム	04	高射特科部隊に装備し、対空戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達と対空戦闘部隊の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム

7 秘密保全に対する取組

防衛庁の取り扱う情報の中には、漏えいすればわが国の防衛に重大かつ深刻な影響を及ぼすものがあり、このような秘密を保全することは、国の防衛を全うし、安全を保持する上で不可欠な基盤である。

01（平成13）年、防衛秘密の漏えいの罰則強化を内容とした自衛隊法の改正が行われ、翌年11月に施行された。

この改正では、守秘義務違反に罰則を設けている従来の規定とは別に、わが国の防衛上特に秘匿することが必要な一定の秘密（防衛秘密）を漏えいした者を、従前と比べて重い刑罰で処罰するなどの規定を設けている。また、罰則の対象については、防衛庁の職員だけでなく、他省庁や契約企業の職員も含まれる。

また、「防衛庁情報保全委員会」を設置し、全庁的な情報保全業務の相互協力などの実施に関する事項、情報保全業務にかかわる組織や機能の充実・強化のための各

種施策に関する事項、情報保全業務の方針など各自衛隊の情報保全業務運営の基本に関する事項について検討を行っている。

さらに、現在、防衛庁では、本年2月に判明した秘密電子計算機情報流出事案を踏まえ、同種事案の再発を防止すべく、各種の秘密保全体制の見直しを実施しているところである¹。

また、契約企業においても、近年、情報流出事案が発生している状況にかんがみ、特に秘密について企業における保全措置をより実効的に実施させるために、刑事上の措置に加え、民事上の措置として、秘密の漏えいに対する違約金に係る条項を契約に盛り込むこととした。

このように、防衛庁は、国民の信頼を高め、その期待に応えるよう、秘密保全に全力をあげて取り組んでいる。

1) 秘密電子計算機情報流出等再発防止に係る抜本的対策の詳細については、本章1節参照